

# 女性に対する暴力をなくす運動



配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引など、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

## DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた人から振るわれる暴力」のことを言い、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけではなく、精神的・経済的・性的暴力も含まれます。また、近年、中学生・高校生・大学生など、若年層カップルの間で起こる「デートDV」が問題になっています。DVは大人の男女間に限った問題ではありません。

DVは、暴力を振るう側の問題であり、被害者の努力で暴力がとまるわけではありません。また、子どもに暴力を見せたり、危険な目に遭わせたりするなど、子どもを巻き込んだ暴力は、子どもに悪影響を与えます。

## DVの起つる背景

「夫が妻に暴力を振るうのは仕方がない」という思い込みや、男性優位の意識、男女の経済格差など、個人の問題だけで片づけられない、社会構造的な問題が大きく関係していると言われています。

## ひとりで悩まないで、相談を！

平成25年に実施した県民意識調査では、DVをなくすために相談機関や保護施設の整備が重要だと答えた人は、54・1%でした。市は、関係機関と連携を図り、相談機関の周知をしています。

早目の相談が問題解決への第一歩です。

DVをはじめとする女性に対する暴力に悩んでいたら、まずはご相談ください。

**◆正確な計量は生活の基本**

私たちの身の回りでは、ガス・水道・電気の使用量、スーパー・マーケットでの肉や魚の計量、タクシーレンジ・ガソリン代の計算などに、さまざまな計量器が使われています。私たちの暮らしが安全で快適であるためには、これららの計量器が正確に作動し、正しく使われることが重要です。そのため、「計量法」で規則の対象になる計量器を指定するとともに、適正な計量の基準を定めています。

### ◆食料品の内容量と風袋

計量器ではかつた重さのことを「量目」と言います。計量法では、量目について「正確な計量」に努めるよう義務づけています。

また、商品の入れ物（トレイ、ラップなど）と添え物（わさび、たれなど）を「風袋」と言います。風袋は内容量には含まれません。



### ◆特定計量器の有効期間をご確認ください

特定計量器のうち、ガスマータ、水道メータ、電気メータ、タクシーメーター、自動車の給油メーターなどには検定などの有効期限があります。有効期間が過ぎたものは使用することができます。

### ◆計量器の定期検査を受けていますか？

取引や証明に使用する計量器は、市が2年に1度、偶数年度に実施する定期検査を受ける必要があります。対象になる計量器を持っている人は、必ず定期検査を受けてください。

※今年度は、定期検査の実施はありません。